

## 郵便入札実施要綱

平成 16 年 3 月 10 日

15葛総契第 10154 号区長決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20葛総契第 335 号

平成 25 年 3 月 21 日 24 葛総契第 904 号

平成 30 年 3 月 28 日 29 葛総契第 817 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）が実施する郵便による競争入札に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 郵便による競争入札の対象は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事請負契約で予定金額が 4,000 万円以上であり、かつ葛飾区契約事務規則（以下「規則」という。）第 2 条第 9 号で定める電子入札案件以外のもの。
- (2) 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務委託契約で予定金額が 1,000 万円以上であり、かつ規則第 2 条第 9 号で定める電子入札案件以外のもの。
- (3) その他総務部長が必要と認めるもの

(入札公告)

第 3 条 郵便による競争入札を実施する場合は、発注予定表にこの要綱の対象である旨を記載し、公告するものとする。

(入札回数)

第 4 条 郵便により競争入札に付した場合の入札回数は、1 回とする。

(入札書の送付方法)

第 5 条 入札参加者は、入札書及び必要とする書類（以下「入札書等」という。）を、指定された到着期限（開札日の前日）までに、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、区の指定する郵便局へ留め置きで郵送するものとする。

2 前項の規定により、入札書等を郵送する場合は、封筒に入れ、封かんし、表側に「葛飾区役所総務部契約管財課宛」と記載した上で「入札書在中」の標記及び件名を記載するとともに、裏側に入札参加者名を記載するものとする。

(入札書の開札等)

第6条 区長又は契約担当者（以下「区長等」という。）は、開札日当日の午前中に、前条第1項に規定する郵便局から到達した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書等は、撤回又は差し替えをすることができない。
- 3 一の入札参加者から複数の入札書が到達した場合において、開札した上で一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、当該入札参加者の入札を無効とする。
- 4 前条の規定による郵送方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書は、無効とする。
- 5 無効とした入札書等は、返却しないものとする。

(入札の打切り)

第7条 区長等は、入札を行った結果、落札者が決定しないときは、原則として、一般競争入札又は指名競争入札による手続を再度行うものとする。

- 2 前項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札を行う場合は、郵便による競争入札を行わずに実施することができる。

(開札の立会い)

第8条 区長等は、郵便による競争入札に付した場合は、当該案件に係る入札参加者のうち開札の立会いを希望する者を立ち合わせるものとする。ただし、希望する者が多い場合は、立会者を制限することができる。

- 2 前項の規定による開札の立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とする。
- 3 開札の立会者は、開札前に立会者名簿に署名し、社員証等雇用関係を確認できるものを提示しなければならない。

(落札の通知)

第9条 契約担当者は、落札者が決定したときは、電話等によりその旨を落札者にのみ通知するものとする。

付 則（平成16年3月10日15葛総契第10154号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 郵便入札の試行に関する要綱（平成15年11月7日15葛総契第10014号総務部長決裁）は、廃止する。
- 3 総合庁舎管理業務委託にかかる郵便入札の試行に関する要綱（平成16年1月5日15葛総契第10092号総務部長決裁）は、廃止する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号）  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 21 日 24 葛総契第 904 号）  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 葛総契第 817 号）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。